

令和2年第6回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年11月27日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11月27日 午前10時00分		
	閉 会	11月27日 午前11時51分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	1	島 袋 誠	2	上 原 祐 希
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第6回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和2年11月27日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要	
1		会議録署名議員の指名		
2		会期の決定		
3	議案第45号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決 説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決	
4	議案第46号	工事請負契約について		
5	議案第47号	物品購入契約について		
6	議案第48号	物品購入契約について		
7	議案第49号	令和2年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について		
8	報告第8号	専決処分の報告について		報 告
9	報告第9号	専決処分の報告について		報 告
10	報告第10号	専決処分の報告について	報 告	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第6回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 島袋 誠議員及び2番 上原 祐希議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第45号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 おはようございます。

議案第45号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年11月27日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改める。

改正後(案)	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

第2条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改める。

改正後(案)	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の</p>

<p>の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第45号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由が人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。とありますけど、次のページの新旧対照表の中に、第1条の中には、現行が「100分の130」から、改正後で「100分の125」と、次の再任用には「100分の130」から「100分の125」とあって、第2条には「100分の125」から「100分の127.5」と、次の再任用についても「100分の125」から「100分の127.5」とありますけど、この数字だけではあまり分かりませんので、これ改正によって、幾らぐらいの金額の差が発生するのか。分かる限り説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの10番 與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今回、年間支給率が0.05月引下げということでございますけれども、6月期については0.13で、12月でこの0.05月を下げるということになりますけれども、これは試算したときに、課各職員に基本給とか、扶養手当等違いますので、それは一概に言えないですけれども、トータル的にいって0.05月引下げとなったときには、金額的にいって180万円ほど、総トータルで引下げられるということでございます。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 全体トータルで180万円ぐらいの減額ということで説明があったんですけど、これは今のコロナによつての引下げなのか。民間でもコロナによつて地方のボーナスカットとか、いろいろ

るマスコミ等でありますけど、この人事院勧告で公務員にもそういう形で、コロナによってのボーナスの引下げという形であるのか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

ボーナスの引下げ改定についてでございますけれども、これについては議員がおっしゃられるとおり、コロナの影響も全体ではないでしょうけれども、それもひとつ影響しているとは思いますが。給与の勧告の骨子については、給与水準は経済、雇用情勢等を反映してということで、民間の水準に準拠して定めるものが、より合理的であろうということで骨子が示されておりますので、幾分このコロナの影響というのも雇用状況等、悪くなっている状況もありますので、反映はされているものと考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今、課長の説明で大体納得しましたけれども、民間が下がったからやはり公務員もこういう形になっていると思いますけれども、コロナが落ちついたときは、民間も正常になったときは、また戻る可能性は今のところありますか。そのままで下がった水準で来年度、再来年度もこの計算でいくのかどうかですね。今の時点で分かる範囲でお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

給与勧告の骨子においては、約1万2,000の民間事業所を対象に調査を行った結果、この引下げの改定ということが示されておりますので、毎年、こういう調査を行った上で、景気が回復したりとかということで、次年度以降、好転した場合には上げ改定もあるものかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第45号について、質疑いたします。

今回、期末手当に対する民間の支給の水準に合わせて、引下げになったと。もう一回改めてお聞きしたいんですけども、この民間の水準というのは、国の全体的な民間の水準なのか、県内なのか。村内なのか。というところでのちょっと民間との差はどこから調整したのかということをお伺いしたいということ。これは減額になることによって、国からの交付税も含めて、これも一緒に給与が下がるということはこの交付措置も下がるようなことになって、結局プラス・マイナス・ゼロなのか。その浮いた分は、また自由に使えることが、今は100万円余りのお金が浮く可能性があるというところで、その辺の予算措置に関してお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明申し上げます。

このボーナスの引下げ改定について、民間事業者のどの範囲を対象に調査されているのかということでございますけれども、これについては国の人事院勧告でございますので、国内の民間事業者の1万2,000人を対象として調査を行ったものであるということと。

交付税措置についてですけれども、これについては、全く関係がないということでございます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、民間の水準のほうに関しては、国のほうで調査したものが基準であるということ。交付税措置には影響はないと。やはりこの人事院勧告の国の水準で、私もいいとは思っています。それに沿って給与を定めていくことはいいと思いますが、ただ一つの事例として、県内の状況の水準、また村内の水準というのは、やはりお互いがその地域の実情というのをちゃんと把握した上で、じゃあ私たちがいただいている給与というのは、国の水準だけれども、地域の実情というのはこんなものであると。それも踏まえて今後の行政サービスの在り方とかというのも見えてくると思うんです。

給与改正は、私はその基準でいいと思いますけれども、やはり地域経済の本当の意味での状況を把握するためには、そこもやはり示された上で、把握した上で、国の基準と地域経済の基準がそんなに格差があるのかとかということ、やはり知るべきだと思うので、その辺今後、村長が主体となりながらも、地域経済の実情というところを、どうしてもこの期末手当で4.45というのは、実は地域にとっては、ボーナスがあることが羨ましいと思うのが、実は現状であるんです。そういう意味でも下げると、別に地域に合わせるとまでは言わないですけれども、地域を理解する上では、大切な基準ではないのかなという意味で、今後そういったものは、やはり職員も含めて、私たちも含めて知るべきだし、それで地域を知って、初めて私たちの仕事が成り立っているんだということがあると思うので、その辺をまた村長のほうから答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時14分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑にお答えをしたいと思います。お預かりしております。

議員のご提言のとおり、今回この県内、村内の水準も考慮してお示しをしていくべきではないかというご提言がありましたけれども、これまでずっと人事院勧告に沿って、国内の民間の水準に照らし合わせて、給与の数値も出てきていると理解していたところでありまして、今後持ち帰りまして、またこのご提案も精査、そしてまた研究をしていきたいと思っているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第46号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

議案第46号

工事請負契約について

運天漁港－3.0m岸壁改良工事（2工区）について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的	運天漁港－3.0m岸壁改良工事（2工区）
2 原契約の金額	42,350,000円
3 変更契約の金額	13,563,000円
4 契約の相手方	今帰仁村字仲宗根249番地の5 株式会社 金良建設 代表取締役 金良 敏夫

令和2年11月27日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

運天漁港－3.0m岸壁改良工事（2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

2ページに、工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しいただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第46号 工事請負契約について、お聞きしたいと思えます。

ここの中では工事請負、設計変更によってということでもありますけど、いろいろと図面を見てみると赤い線でやっている工事が追加工事だということだと思いますけれども、これは予算ができたから県で追加ということ工工事するという形なのかどうか。お伺いします。

これは1,356万3,000円の追加工事みたいな形でありますので、分かる範囲で説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、説明いたします。

今回、変更契約するにあたって、去る臨時会のほうで補正予算を提出いたしましたけれども、県との調整によって補助金の増額が認められたものですから、それに踏まえて増額したということです。変更契約をして今回提案しているということです。議員おっしゃるとおり、増額が認められたという理解でいいかと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあこの部分は追加で工事ができるんですけども、追加がなければ次年度も工事予定の区域だったということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 質疑に対しまして、説明いたします。

議員おっしゃるとおりです。もし今年度で予算計上が県のほうが今帰仁村に割り当てがなければ、次年度以降、整備していきたいと考えていた箇所でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この図面を見ると、最後の赤いラインですので、これでこの追加工事で運天港の工事はもう終了という形で理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

今年度で用地護岸の海洋自体は終了いたしますけれども、さらに次年度、浮棧橋の工事も予定しております。その前に委託を行うんですけども、予定としては次年度も継続して完了していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第46号について、質疑いたします。

この工事の工期はいつまでなのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑について、説明いたします。

この工事の請負変更契約のとおり、議案書に添付の工事請負変更契約書のとおり、令和3年年明けの1月29日を工期の竣工予定ということにしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。

この時期的に、冬でしっかりと漁協とも調整されていると思うんですが、どうしても北風が北向きになっていて、北風が強くなると船が止められなくなって、またこの場所は燃料を補給する場所でもありますので、十分に調整ですね。この漁民とも調整できるようにまた漁協のほうとも業者と調整していただきたいと思えます。これで終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま嘉陽 崇議員から質疑がありました。いわゆる調整事項をしっかりとということでありましたので、ご指摘のとおり、担当の方にもしっかりと伝えて、漁協等と関係する方々についても、しっかりと調整をして、安心して安全な、無事故で進められるように調整していきたいと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第47号 物品購入契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第47号

物品購入契約について

リモートワーク用ノートパソコン等購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 品名及び数量 | リモートワーク用ノートパソコン50台及びセキュリティ対策機器 |
| 2 購入の目的 | 職員のリモートワーク環境整備 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 13,365,000円 |
| 5 契約の相手方 | 沖縄県那覇市壺川3丁目2番4号
株式会社 国際システム |

令和2年11月27日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

リモートワーク用ノートパソコン等購入業務の物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

次ページに、物品売買契約書を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第47号について、質疑いたします。

説明資料にもありますけれども、これノートパソコン50台となっているんですが、一応はタブレット端末等と説明資料ではなっているんです。タブレットになるのかとは思っていたんですけど、タブレットでよろしいのかどうか。50台で1,336万5,000円だと結構、1台当たりだと26万円、27万円近くすると思うんですが、これは本体プラスセキュリティーの附属設備も含めてこれだけかかるからということで、いいのかどうか。あと細々とした設定費とか、いろいろあると思うんですけど、そういうのも全部込み込みでしっかりとケアまでしてくれるという理解でよろしいのかどうか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑について、ご説明申し上げます。

まず1点目、ノートパソコンということで、これはタブレットではないのかということでもありますけれども、これ一応、ノートパソコンでこれを取り外して使えるということで、タブレットも兼用でできるということでの機器ということでございます。

それと先ほどの設定についても、全部込み込みの金額かということでもありましたけれども、それについても、保守も全部含めて込みの金額ということでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 契約書によると1年間の保証ということで理解いたしました。

タブレットにもできるノートパソコンということで理解いたしました。セキュリティー対策の機器でありますけれども、一般的にセキュリティー対策で売られている市販のやつとかだと、1年更新とかいろいろあったりするんです。これが毎年度更新でやるものなのかどうか。追加でまた年度負担がやはり出てく

る可能性もあるのかどうか。そこはセキュリティーはどんどん多分、進歩していくと思うので出てくるのかなと思うんですが、その辺の確認と、あとは今職員数に対して50台というところで、全員ではないというところで、この辺は今後見据えたときに、職員分しっかりとまた増やしていく方向なのか。この50台をその基準を設けて、誰にどう渡していくという形で今後やっていく方向なのかですね。伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時38分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑について、ご説明申し上げます。

先ほど、機器について、保守については1年間ということをお願いしましたがけれども、これは使用する側の瑕疵によって、機器が壊れた場合は1年間の保守ということでありまして、それ以外に、3か年間の追加をもってありますので、機器保守については合計4年、あとセキュリティーの部分については、5年の保守がついているということでありまして。

2つ目に、職員数に応じて、このタブレット機器を増やすのかということですが、今年4月、5月には、役場初めてですか、調整をしまして、班分けで在宅勤務という形をとらせていただきましたけれども、今後これを活用することで、より自宅においても役場にいるときと同じような仕事ができるかと思っております。これ職員に応じて、今後増やしていくのかということですが、まずはこの機器を使ってみて、どういう状況なのか。利用状況にも応じて、やはり判断していく必要もあると思っておりますし、今後、コロナ禍の状況が悪化していくようなことがあった場合に、国からのまた臨時交付金等が出てきた場合には、それも検討していけるのではないかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 本体が4年、セキュリティーが5年ということで理解いたしました。職員に関しては全員ではなく、今後のこれは臨時交付金で購入されたものですから、そういうものを含めて想定すると理解いたしました。セキュリティーはやはり行政文書というのはすごく重要でありますし、ハッキングとかいろいろなどどんどん多分、そういうのは巧妙化してくると思います。ウイルスの問題とか、そこは本当にセキュリティーは最重要な部分だと理解しております。これを5年間継続してできるということで理解いたしました。このセキュリティーに関しても個人とか一般よりは行政文書というのは、かなり機密な部分が多いと思いますので、その辺の部分のランクというものもあると思いますけれども、しっかりとカバーできるようなセキュリティーの仕様かどうか、確認いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

行政文書については、別の文書もそうでしょうけれども、セキュリティーというものは大変重要な部分を占めると思っております。これ今使用される職員についても、個人個人パスワードを管理したりとかというの

も含めて、セキュリティについては、万全を期すということで考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第47号について、質疑いたします。

今回、コロナの影響があって自粛の中での自宅での仕事が、そういったものがあって国の予算の中でこういったパソコンの導入予算がついたと思っはいるんですが、お伺いしたいんですけども、これはあくまでもこのパソコンの使用法というの、自粛要請とか、そういったことがあった場合に使うパソコンとして想定しているのか。それともこの機会にリモートワーク、働き方改革も一緒に並行してやっていくつもりなのか。どこを想定しているのか。お尋ねいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今、議員がおっしゃられましたとおり、コロナにおける在宅勤務時は、今帰仁村役場ではこの前は2班に分けて、在宅と登庁という形で2班でやってきました。もちろんこのタブレットについては、そういう使い方もできるかと思っはいますけれども、職員が例えば出張の際に、自席にあるパソコンに入り込めるようなものもありますので、例えば緊急の場合に庁舎から離れていても、その業務について行うことができるということも考えられますので、多岐に渡ってこの在宅勤務時のみではなくて、いろいろな活用方法は考えられるかと思っはいます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時56分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 申し訳ございません。追加で、質疑について、ご説明申し上げます。

今、コロナ禍による在宅勤務時ではなくて、平時の状態でこういう働き方改革があるのかということをごっはいますけれども、これについては今現段階では検討はしておりません。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、コロナ禍の中でのこういったウイルスとか、そういった自粛要請が出たときの対応がしたいというところではあるんですけども、私パソコンというのは、私もリースしてはいますけれども、大体3年ぐらいが結構まともに動くので、それ以後になると結構リスクが、トラブルの問題があると。これだけのお金をかけてせっかく導入するにあたって、その10年か20年間に1回あるかないかというところのために、このお金をというよりも、これを機会に働き方改革も含めて、また万が一、リモートワークがあったとしても、役場の行政の仕事に支障がない体制をつくっていくということは、やはりいろいろな争点も含めて、まず働き方、自宅での働き方というのも今、問われている中で、これはまた村内では役場がやはり先頭を切ってやるぐらいの気持ちがないと、せっかくこれだけの機械を導入したのであれば、倉庫に置いておくのではなく、これやはり寿命というがあるので、それを最大限活用するためには、これを機会に働き方まで考えるということまでやはり想定した方がいいんじゃないかと。それによっていろいろな危機にも即座に対応できますし、これだけの投資に関してはリターンを、せっかく公的な財政が厳しい中でもそういった予算を投入したら、最大限それを活用する方法をこれからのいろいろな想定

に対して対応すべきじゃないかと。「予算がありましたから買いました」、「自粛が出たら使います」とかではなく、買ったからには最大限活用する、もう働き方までも変えなければいけない気持ちでぜひ臨んでもらいたいと思っていますけど、村長この辺の見解ですね、予算があったから買ったと。今後ある自粛のときに活用しようというぐらいの気持ちなのか。もしかしたらそれはある意味、働き方職員のそういった取組まで、もしかしたら変えるきっかけになる導入だったかもしれないと。それも取り組んでいこうと思うのか、その辺の村長の見解をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑に、お答えしていきたいと思っています。

高額な導入において、率先して行政から働き方改革を進めていったらどうかというご提言であったと理解しておりますけれども、今確かに議員がおっしゃるとおり、庁議においても、かなりのペーパーも使ったり、そういう方面からもペーパーレスに向かっていけるのではないかという観点からも、ぜひ今後そういう導入も含めて活用していきたいと考えているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 ぜひですね、今の村長の答弁があったとおり、これを導入したからにはそれを最大限活用する。本当にペーパーレス化もとても大切、これはコスト削減にもつながりますし、これ遅かれ、早かれ、この時代はもう来るのは間違いないんです。今から取り組む、逆にこれがきっかけで導入ができた。できるきっかけがもらえたんだという意味では、ぜひペーパーレス化、在宅勤務を含めて、働き方の改革、それによってコスト削減、いろんなことができるそういったひとつのきっかけ、まだまだすぐには極端には変わらないかもしれないけれども、取り組まなければいけない案件であると。それでぜひですね、この導入が決まりましたら、ほこりをかぶせるのではなく、手あかがつくぐらいの活用ができるような絶対のシステムにしていきたいと。

それを行政がやれば、その行政と関わっている業者や、私たち議会も含めてそういったペーパーレス化、議会もたくさん紙を使うんです。それもペーパーレス化にしていって、コストを削減する、お互いにそういった段階を踏んでいくいいきっかけだと思いますので、ぜひ改めてもう一回、最後にしつこくもう一回聞くんですけども、もう一回村長から答弁いただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 5番座間味邦昭議員の質疑に、再度お答えをしていきたいと思っています。

議員おっしゃるとおり、非常にそういう改革に向けては職員一同向けて取り組んでいるところでありますので、そういう導入をきっかけに、さらにまた議論も深めてその成果につなげていきたいと思っています。どうぞご理解いただきたいと思っています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第47号について、質疑いたします。

これまでの質疑で答弁で理解、ある程度理解しております。このタブレット端末のネット環境ですね。ネットこれもセットであるのか。この説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時04分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 11番嘉陽 崇議員の質疑について、ご説明申し上げます。

嘉陽議員が今おっしゃられたことについては、在宅勤務時にタブレット端末を自宅に持ち帰って、お仕事なりをするときに、この環境についても、全部セットかということだと思いますけれども、これは各自、自宅でネットを使える環境等、整備されているのであればできますけれども、これについては、契約上はセットという形ではとられておりません。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ということは、ITですか。情報処理ということに使うために用意されているパソコンでコミュニケーションまで使うのであれば、お家にネットのセット環境がないと、要するにリモート会議とか、クラウドにアクセスをしてこの役場のパソコンに入ったりとかは、じゃあできないということで、というのであれば、今の時代にコロナ禍で在宅勤務が必要になってきているということでの購入だと思いますが、この金額1,300万円を使って購入するというので、ネットがセットでない。環境がある方は使える。今の時代、どの家にも普及はしてきているものと思うんですが、そしたらこの1台当たり26万円のパソコンになるんですが、スペックこの機能、どこに重視して、ネット環境を早くするためにこの金額がかかったのか。それともパソコン自体、データーを保存する容量を重視して買っているのか。そのこのところの説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時10分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時13分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

今、議員がおっしゃられましたパソコン、1台当たりかなり高額なものになりますけれども、これについてどこを重視しているのかということで、ご質疑がございましたけれども、これについては今後、先ほども申し上げましたけれども、ちょっと出張時とか、自席から離れているときも、自席にあるパソコン等に閲覧スペックがあると。あと重視しているものについては、セキュリティー部分ということでもあります。

先ほど議員のほうからおっしゃられました自宅にこう使えるような環境が整っていない場合というのがありましたけれども、これについては、なければ宝の持ち腐れといいましょうか、使えない部分が出てきますので、この辺についても、やはり職員も含めて使用される方々とよく話し合わないといけないと思います。

今の時代、コンビニとか、例えば県外出張行かれたときとか、宿泊先等のお部屋環境というのはあると思いますので、その辺については、便利に使用できるのかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 はい、分かりました。

今の時代ですね、おっしゃるとおり、いろんなところでネット環境の下で使用することができるので、そういった場所に移動すれば使えるものだと理解しております。

ぜひですね、課長の皆さんたちもこのタブレット機器を持ち腐れにするのではなくて、ぜひ議場にもWi-Fiを設置して、課長の皆さんが率先して議会でも活用、在宅勤務で使わない時期であれば、ぜひ議場でも活用して、もっとペーパーレスとか、そういった新しい環境を率先して、環境づくりをしていったほうがいいのではないかと思います、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

タブレットの活用について、議場等でも活用できるのではないかと議員のご意見だと思います。これにつきましては、先ほど村長からもありましたけれども、ペーパーレスという言葉もございましたけれども、いろいろと活用方法はあるかと思います。議場においてのこの活用については、事務局、それから議員の皆さん、私たち、課長当局ですね、これは今後、この活用方法について、協議した上で進めていければと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第47号 物品購入契約について、質疑いたします。

これまでの質疑の中で、大体理解はしておりますが、機器の購入台数が50台というところで、前回の在宅勤務、4月、5月ですか。たしかそのときは交代制で在宅の職員は在宅で仕事をする。その半分はまた役場で登庁して仕事をするということ。交代で1日おきに交代でやっていたかと思いますが、この機器なんです、どのように扱う。これから購入した後は、この在宅する人のみがずっと持ち帰ってやるかということなのか。それとも1日交代ですと、この在宅する人が持って帰ってくる。翌日また持って登庁して、そのときにまた在宅の人に渡して仕事をさせるとか。そういう使い方になるのか。その辺どうなのかと思ったので伺います。

50台というと、全職員には行き渡らないわけですので、その辺の対応を伺います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今回、初めて4月、5月のコロナ禍の中で状況、実施したわけでございますけれども、この際には、やはり不慣れな部分もあってといたしましょうか。初めてでございましたし、そういう中で在宅出勤という形をとりましたが、結果的にあまりうまくいったようには必ずしも思えないところもありました。これを活用するにあたって、これは今回、前回までは2班に分けて1日交代ということでやりましたけれども、これを使うことで、例えば複数の日数で班分けをするのかとか、今後この端末の活用も含めてなんですけれども、班の分け方とか、この在宅勤務の日数であるとか。そういうものについては職員ともやはり知恵を出し合ってやっていく必要があるかと考えております。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 大体、理解いたしました。

先ほど働き方改革のお話も、5番議員のほうからもありました。ぜひ購入してすぐ使える状態になれば、今は働き方改革も全国的に、話が進められているところでもあります。今帰仁村もそういう波に乗って、またやっていただきたいし、先ほどの座間味議員ともかぶるんですけれども、いざ在宅勤務をしないと

ない状況になったときに、ちゃんと100%の力が発揮できるようにやっていただきたいと思います。村長の見解を伺いたと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時21分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えをしていきたいと思っております。

先ほど5番議員からもありましたとおり、この機器の導入によって100%発揮できるような使用の在り方というご提言だったと思えますけれども、まさにそのとおりで、ぜひこの機器が、先ほどもありましたとおり、手あかがつくぐらいこう使いまわして、十分これが発揮できるような形で運用を図っていききたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 今回の議案第47号は契約についてであります。今いろいろと使用方法、利用方法なども言及していますので、私も一つ聞きたいと思っております。この今緊急事態宣言等になっての利用ということで、前回の4月、5月のような想定であると思っております。これが起こらなければいいことなんです。庁舎内にやはりコロナ感染者とかが出ると、またその課を在宅勤務にする等の対応をとられると思っております。その点についても、こういう機器を導入するのはいいのかなと思っております。先ほどからもあるように、1,300万円かけてやる事業ですから、ぜひいろいろと活用していただきたい。今ちょっと話に出なかったのですが、聞きたいと思っております。このウェブ会議はもちろん盛んに行われているんですが、近年ウェブ研修等が結構、案内等もあると思っております。ぜひこの費用対効果を考えて、このウェブ研修等に積極的に参加をして、職員の研さんを深めていただければ、この1,300万円も有効に使えるのではないかとと思っております。このウェブ研修等に活用していくお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 1番島袋 誠議員の質疑について、ご説明申し上げます。

活用方法についてですけれども、ウェブ会議、それも一つ。議員のおっしゃられているウェブ研修についても、やはりこれを活用して、ほかの地域でもいろんな自治体でも実施されていることだと思います。これについても、やはり費用もかからず、この渡航費等もかけずに実施できるという点では、すごくいいものだと思いますので、これは本当に前向きに検討させていただきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 今、課長からもありましたとおり費用もかからず、また時間もかからずという今までこういう限られた財政状況で参加できなかったものも、逆に参加できて、特にまたこうやって今、内地にも行きにくくなっている中ですので、本当に有効に活用すればプラスになっていくと思っております。ぜひその点を踏まえてやっていただきたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第47号なんですけれども、先ほどからいろいろとありました。今回のこ

のリモートワークというところでありますけれども、これはコロナ禍の中で、今までのコロナの状況を踏まえた中でのこのリモートワークというところであると思いますけれども、このコロナ禍の中リモートワークを実際に行って、その中で自分もちょっと村民から苦言をいただいたところもあったんですけども、直接こういろいろと聞いたかったことがあったけど、この担当がいなかった。この担当はリモートワークしているけど、ここにアクセスできなかったわけです。リモートワークするということは、接触機会を減らすためにあると思いますけれども、これ例えば村民が、リモートワークをしている担当に対して、直接ネット環境を介して、役場の窓口に来ないでもリモートワークできるのかどうかですね。

これ私たちが説明を聞いていないので、よく分からないところがあるんですけども、国際システムですか。その方からこういう提言とかもあるのか。その辺も含めて、説明求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時27分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 8番與那勝治議員の質疑について、ご説明申し上げます。

先ほど、村民からの苦言もあってということで、在宅勤務中、村民が来庁された際に、その担当がいなかったということで、リモートワークの中でやり取りができるかということだと思っておりますけれども、今担当のほうも確認しましたら、やはり来庁する、その中で在宅にいる職員とのやり取りは可能になるのではないかということなんです。村民がご自宅にいらっしゃって、その担当と直でやるとか、その辺については、今は想定はしていないと。かなり難しいものがあるだろうということでございます。

先ほど、国際システムのほうから、そのような提言もあるのかということでしたけれども、それについては、ございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 将来に向けた働き方改革の一環として、先ほどからも同僚議員からも提言がありました。リモートワークをするにあたって、昨今よく聞かれるのが、逆に自宅で仕事が増えたとか、そういうことも聞かれたりもします。この辺も時間、何時から何時まで使えて、その後は残業を求めないとか。その辺も出てくると思いますけれども、この辺、検討しながら、そして先ほど言った、やはり担当職員に会いたい、この方に会いたいけど会えなかったという。「リモートワークだったら会えるだろう」という強い言葉であったんです。なのでその辺もどのような形でリモートワークしている。在宅勤務しているような方と、村民がアクセスできるのか。この辺もしっかりと検証をして、疑問点がもし残るのであれば、この契約に至るまでにはもう少し詰めていただきたいと思います。その辺の見解を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

リモートワークの中で、やはり役場の仕事自体、来庁される方がいて、担当者がいて、やり取りの中でお仕事が進んでいるような状況にありますけれども、こういう在宅勤務等が出てきたときに、やはり来庁されても担当はいない。不在ということもあり得ることだと思います。議員のおっしゃられた提言については、運用の仕方について、やはり今後検証していく中で、改善できるところは改善できる点で、やはり

先ほどから出ている働き方改革という中で進めていきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第47号 物品購入契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第47号 物品購入契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第48号 物品購入契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

議案第48号

物品購入契約について

資源ごみ等収集用2トン車購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

1 契約の目的	資源ごみ等収集用2トン車購入事業
2 納入場所	今帰仁村字仲宗根219番地 今帰仁村役場
3 契約の方法	随意契約
4 契約の金額	8,979,740円
5 契約の相手方	今帰仁村字仲宗根303番地 株式会社 今帰仁自動車整備工場 代表取締役 嶺井 高弘

令和2年11月27日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

資源ごみ等収集用2トン車購入事業にかかる物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

次ページに、資源ごみ等収集用2トン車購入事業契約書を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第48号 物品購入契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第48号 物品購入契約について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 （休憩時刻 午前11時37分）

○ 座間味 薫 議長 再開します。 （再開時刻 午前11時39分）

日程第7. 「議案第49号 令和2年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第49号

令和2年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,663万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		517,601	1,569	519,170
	1 繰入金	517,601	1,569	519,170
歳入合計		7,315,068	1,569	7,316,637

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,275,142	170	1,275,312
	2 徴税費	94,296	170	94,466
4 衛生費		465,401	830	466,231
	1 保健衛生費	227,241	830	228,071
6 農林水産業費		453,649	0	453,649
	1 農業費	358,449	0	358,449
10 教育費		712,711	569	713,280
	1 教育総務費	143,746	133	143,879
	2 小学校費	145,185	289	145,474
	3 中学校費	71,000	147	71,147
歳出合計		7,315,068	1,569	7,316,637

総括については、お目通しをお願いいたしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第49号 令和2年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第49号 令和2年度今帰仁村一般会計第8回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「報告第8号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和2年11月27日提出

今帰仁村長 久田浩也

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	令和元年度古宇利島観光拠点施設整備 工事(便益施設)
議決された契約の金額	¥62,150,000
専決処分した契約の金額	¥ 2,101,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和 2 年 10 月 27 日 提出
今帰仁村長 久 田 浩 也

次ページに、工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

○ 座間味 薫 議長 日程第 9. 「報告第 9 号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第 2 項の規定によりこれを報告します。

令和 2 年 11 月 27 日 提出
今帰仁村長 久 田 浩 也

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	令和元年度古宇利島観光拠点施設整備 工事（建築）
議決された契約の金額	149,600,000円
専決処分した契約の金額	減額 440,000円

理 由

設計変更に伴う減額のため専決処分する。

令和2年10月27日提出
今帰仁村長 久田浩也

次ページに、工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通しお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 「報告第10号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和2年11月27日提出
今帰仁村長 久田浩也

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	令和元年度古宇利島観光拠点施設整備 工事（駐車場）
議決された契約の金額	80,300,000円
専決処分した契約の金額	42,900円

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和2年10月27日提出
今帰仁村長 久田浩也

次ページに、工事請負変更契約書を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第6回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時51分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 島 袋 誠

署名議員 上 原 祐 希